

欧州

eブックは書籍か電子サービスか？

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 鷺澤 純

電子書籍は「書籍」か「電子サービス」か——。EUは、加盟国や産業界を納得させる回答を出していない。EUは1960年代に付加価値税（VAT）の軽減税率を導入した先行地域だが、加盟各国は、いまだに試行錯誤しながらVAT制度の改良に取り組んでいる。

電子書籍に軽減税率適用は違法？

日本の消費税に相当するEUの付加価値税（VAT）は、EU域内では共通税制として加盟各国に導入が義務付けられている一方、加盟各国は自らの裁量で軽減税率を設定することが認められている（表1）。このため、VATや軽減税率の扱いルールをめぐっては、加盟国や関連業界で意見の相違がしばしば見られる。

例えば電子書籍（eブック）をめぐる議論が記憶に新しい。EU指令では、「文化商品」である書籍は軽減税率の対象だが、インターネットを通じて提供されるeブックは、標準税率が適用対象の電子的サービスであるとしている。ところがフランスとルクセンブルクは、書籍の本質は紙か電子かによっては左右されないと主張し、軽減税率を適用。欧州委員会はEU指令

に反するとして両国に是正を要求していた。2015年3月、欧州司法裁判所は両国の主張は違憲との判決を下した。しかし、この判決後、フランス、ドイツ、ポーランド、イタリアの各文化担当大臣はすぐに連名でeブックへの軽減税率適用を認める制度改革を要求した。さらに同年5月、ルクセンブルク出身のユンケル欧州委員会委員長は「VATは（製品の）技術とは無関係であるべき」と発言、16年のVAT改正の中で本件を扱うことを示唆した。これを受け、15年7月、欧州出版社連盟（FEP）も業界内の不公平感解消に向けた取り組みを欧州委員会に期待すると表明している。

判決を受け、ルクセンブルクはeブックに対する税率の是正を決定したが、その税率はもともと3%と加盟国中で最も低かった。これが、米国アマゾンをはじめとするeコマース企業が同国に欧州拠点を構える一因となった。

食品は「テークアウト」で軽減税率適用に

15年1月からは、欧州域内で国境を越えて提供される電子サービスへの課税基準が、サービス提供者の所在国から顧客の所在国へと変更された。英国では、年間売り上げが8万2,000ポンド（約1,528万円）以下の事業主はVAT支払いが免除されている。小規模企業やスタートアップの立場から政府へのロビー活動などを行う団体であるエンタープライズネーションによると、課税地ルールの変更により、影響を受ける英国の免税事業主の数は25万を超える。だが英国歳入関税庁では、その数を5,000と試算していたという。英国には、eラーニングコンテンツやeブック、ネット用パターンなどを国外に販売する免税事業主が多い。エンタープライズネーションは、顧客所在国でのVAT課税により、これら事業分野における英国の競

表1 欧州主要国のVAT税率

	標準税率		軽減税率		特別軽減税率	超軽減税率	ゼロ税率 (対象カテゴリー数)
	標準税率	軽減税率	軽減税率	軽減税率			
ベルギー	21	6	12	12	—	—	2
チェコ	21	10	15	—	—	—	—
デンマーク	25	—	—	—	—	—	1
ギリシャ	23	6	13	—	—	—	—
スペイン	21	10	—	—	4	—	—
フランス	20	5.5	10	—	2.1	—	—
アイルランド	23	9	13.5	13.5	4.8	—	12
イタリア	22	10	—	—	4	—	1
ルクセンブルク	17	8	—	14	3	—	—
ハンガリー	27	5	18	—	—	—	—
オランダ	21	6	—	—	—	—	—
オーストリア	20	10	—	12	—	—	—
ポーランド	23	5	8	—	—	—	—
スウェーデン	25	6	12	—	—	—	2
英国	20	5	—	—	—	—	20

資料：欧州委員会「EU加盟国VAT税率」（2015年9月）を基に作成

表2 品目・サービス別の VAT 税率例

	標準税率適用国	軽減税率などの適用国 (*1)
ミネラルウォーター	17カ国	11カ国 ルクセンブルク(3%)、ベルギー(6%)、オランダ(6%)、スロベニア(9.5%)、スペイン(10%)など
ホテル宿泊	6カ国	22カ国 ルクセンブルク(3%)、ベルギー(6%)、ギリシャ(6%)、オランダ(6%)、ポルトガル(6%)など
食品テイクアウト(*2)	14カ国	18カ国 英国(0%)、ルクセンブルク(3%)、ベルギー(6%)、オランダ(6%)、ドイツ(7%)など
装飾用切り花(*2)	17カ国	13カ国 ポルトガル(6%)、ベルギー(6%)、オランダ(6%)、ドイツ(7%)、ポーランド(8%)など
子ども用衣類	25カ国	3カ国 英国(0%)、アイルランド(0%)、ルクセンブルク(3%)
農業用肥料(*2)	21カ国	11カ国 アイルランド(0%)、ルクセンブルク(3%)、イタリア(4%)、キプロス(5%)、ポルトガル(6%)など

*1：軽減税率などの適用には条件を設定している加盟国がある
 *2：標準税率と軽減税率双方を設定する加盟国があるため、国数の合計は加盟国数28に一致しない
 出所：欧州委員会「EU 加盟国 VAT 税率」(2015年9月)

争力が低下することを危惧する。

VAT の税率をめぐる議論は、ドイツ国内でも見られる。ドイツでは、食品は軽減税率の対象だが、レストランでの飲食に対しては標準税率が適用される。例えば全く同じ1ユーロの焼きソーセージについて、これを肉屋でテイクアウトした場合は7%が、レストランで注文した場合は19%のVATが課税される。またケータリングにおいては、料理そのものの税率は7%であるのに対し、付随サービスは19%となる。そのため、使い捨ての食器で注文すると税率7%、後から回収される食器で注文した場合には税率19%が適用される。ドイツホテル・レストラン協会(DEHOGA)は、料理に対しては、調理方法や消費場所を問わず、7%の軽減税率が適用されるべきだと主張している。

国ごとに異なる VAT 税率

EUにとってVAT収入は主要な歳入源で、14年には、EUの歳入に占めるVAT収入の割合は12.27%だった。加盟各国のVAT収入の0.3%がEU歳入となる。EUのVAT収入は、経済危機の影響を受けて消費が冷え込んだ09年こそ128億ユーロだったが、その後は増加基調にあり、14年には177億ユーロになった。1967年にEUの前身であるEC(欧州共同体)が発足した直後には、フランスやドイツでは既に複数のVAT税率が設定されていた。

EUの「付加価値税の共通システムに関する指令(2006/112/EC)」では、原則として、標準税率および軽減税率の下限を、それぞれ15%、5%と定めている。加えて、加盟国が自らの裁量で軽減税率を適用することができる21の品目・サービスを特定している。軽減税率は2種類まで設定できる。ただし例外もある。91年1月1日以前に現在の下限税率を下回る税率を設定していた場合、また、この日付以前に特定された21品目・サービス以外に対し軽減税率を設定していた場合である。これらに該当する加盟国などには、「超軽減税率」「特別軽減税率」「ゼロ税率」として、当時の税率を維持することを特例で認めている。

標準税率が最も高いのはハンガリーの27%で、最も低いルクセンブルクのそれを10ポイント上回る。デンマークでは、ゼロ税率が適用される一部の新聞を除き、一律25%。アイルランドの税率は、ゼロから23%

まで6種類に上る。また英国およびアイルランドでは、ゼロ税率が適用される品目が際立って多い。品目・サービスを見ても、一つのカテゴリの中で複数の税率を設定している加盟国が多い上に、食品では0~25%、自動車用チャイルドシートでは5~27%、ホテル宿泊代金では3~25%など、国によって差がある(表2)。

VAT税率は、各国の財政状況や政府の産業振興政策などによって変更され、その頻度も加盟国によってさまざま。最近では、15年6月にルーマニアで食品や食料品(アルコールを除く)のVAT税率が、それまでの24%から9%に軽減された。税率を引き下げることで徴税率を上げる、いわば脱税対策の一環だ。ベルギーでは、消費者の購買力向上などを目的として、14年4月に電力にかかる税率を21%から9%に引き下げたが、15年7月に発足した新政権は、同年9月にこれを再び21%に戻した。オーストリアでは、財政健全化政策の一環として、コンサートの入場料やホテル宿泊代にかかるVATを、16年1月、従来の10%から新しい軽減税率である13%に引き上げた。

欧州委員会は11年12月、「VATの将来に関するコミュニケーション(指針)」を発表し、登録・申告の簡素化、制度の効率化、脱税対策の強化を主な柱とするVAT課税制度の見直しに着手している。軽減税率については、廃棄物管理やエネルギーなど、EUの政策と合致しないモノやサービスに導入されている軽減税率を撤廃し、類似するモノやサービスと同率を課税する方針が示されている。だが現時点では、その改革は道半ばであるといえる。

